

ミストラル介護センター訪問介護事業所運営規定

(事業の目的)

第1条 この規定は、株式会社ミストラルサービスが設置するミストラル介護センター（以下「事業所」という。）が行う福知山市介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「福知山市総合事業」という。）の各事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の介護福祉士または訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要支援状態にある高齢者または福知山市総合事業にあつては事業対象者に対し、適正な福知山市総合事業のサービスを提供することを目的とする。

(指定訪問介護の運営の方針)

第2条 指定訪問介護の基本方針として、訪問介護等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当っては、関係市町村、居宅介護支援事業所、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 提供する訪問介護の質の評価を行い常にその改善に努める。

(福知山市総合事業の運営の方針)

第3条 福知山市総合事業の基本方針として、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

2 福知山市総合事業の実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービス目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、モニタリング結果を指定介護予防支援事業者へ報告することとする。

3 福知山市総合事業のサービスの提供に当っては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

① 名 称 ミストラル介護センター

② 所在地 京都府福知山市長田大野下 2737 番地 12

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

【 職 種 】

管理者 1名

サービス提供責任者・訪問事業責任者 7名以上

訪問介護員 40名以上

事務員等 2名

- ① 管理者は、事業所の従業者および業務の管理を一元的に行うとともに、事業所に関する法令等の規程を遵守させるための必要な指揮命令を行う。
- ② サービス提供責任者および福知山市総合事業における訪問事業責任者は次に掲げる事項を行う。
 - ア 訪問介護計画（福知山市総合事業サービス計画）の作成・変更等を行い、申込みに係る調整をすること。なお、事業にあたっては
 - イ 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者・地域包括支援センター等との連携に関すること。
 - ウ 訪問介護員等に対し、具体的な援助目標および援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
 - エ 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。
- ③ 訪問介護員等は訪問介護、訪問介護相当サービス、訪問型サービス A の提供に当たる。
- ④ 事務員等は、事業の実施に当たって必要な事務を行う。

(営業日および営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、12月29日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- ③ 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容および営業時間)

第7条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割または3割の額とする。

- ① 身体介護
- ② 生活援助

2 福知山市総合事業の内容は次のとおりとし、その提供した場合の利用料の額は、福知山市が定める額(月単位)とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割または3割の額とする。

(1) 訪問型介護相当サービス

- ① 訪問介護相当サービス費 (Ⅰ)・・・週に1回
- ② 訪問介護相当サービス費 (Ⅱ)・・・週に2回
- ③ 訪問介護相当サービス費 (Ⅲ)・・・週に2回を超えた場合

(2) 訪問型サービス A

- ① 訪問型サービス A 費 (Ⅰ)・・・週に1回
- ② 訪問型サービス A 費 (Ⅱ)・・・週に2回
- ③ 訪問型サービス A 費 (Ⅲ)・・・週に2回を超えた場合

3 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、事業所の実施地域を越える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- ① 前項の利用料のほか、通常の事業の実施地域を越えて福知山市総合事業サービスの提供を行う場合は、それに要した交通費(実費)は利用者負担とする。なお、自動車を使用した場合の交通費は実施地域を越えた地点から居宅までの距離に応じ請求するものとし、1キロメートルあたり40円の支払を受けるものとする。
- ② 前2項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分したもの)について記載した領収書を交付する。
- ③ 福知山市総合事業サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名を受けるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、福知山市とする。但し、夜久野町、大江町、三和町を除く。

(虐待防止及び再発防止のための措置)

第10条 事業所は利用者の人権の擁護・虐待の防止のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずる

よう努めるものとする。

- 2 事業所は、利用者に対して身体拘束等を行う場合は、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにやむを得ない理由等その他身体拘束に関する必要な事項の記録を整備し、5年間保存するものとする。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化のための対策を検討するための委員会等を定期的に関行するよう努めるとともに、その内容について従業者に対して周知徹底を図るものとする。
- 4 事業所は、従業者に対して虐待防止及び再発防止、身体拘束の適正化等に関する研修を定期的に関行するとともに、その内容の記録を整備し、5年間保存するものとする。

(感染症の発生及びまん延の防止のための措置)

第11条 事業所は、感染症の発生及びまん延の防止等に関する指針を整備し、事業所内における感染症又は食中毒等の発生及びまん延防止に努めるものとする。

(業務継続に関する取組)

- 第12条 事業所は、災害及び感染症等の発生時に利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するために必要な措置を講じるとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)の策定に努めるものとする。
- 2 事業所は、業務継続計画に基づき、業務継続に必要な研修及び訓練等の定期的な実施に努めるものとする。
 - 3 前項の規定による研修及び県連等を実施して場合は、その内容の記録を整備し、5年間保存するものとする。

(ハラスメントに関する対策)

第13条 事業所は、適切なサービスの提供を確保するため、職場におけるハラスメント等により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確にし、ハラスメント防止に必要な対策を講じるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 事業所は、すべての訪問介護員等(登録型の訪問介護員等を含む。以下同じ)に対し、個別の訪問介護員等に係る研修計画を策定し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施する。なお研修計画は機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1カ月以内
- ② 継続研修 年1回

- 2 事業所は、すべての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的実施する。
- 3 訪問介護員等は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 4 訪問介護員等であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社ミストラルサービスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和5年5月1日から施行する。

(経過措置)

- * 第10条に規定する 虐待防止及び再発防止のための措置
(努力義務とする経過措置期間 令和6年3月31日まで)
- * 第11条に規定する 感染症の発生及びまん延の防止のための措置
(努力義務とする経過措置期間 令和6年3月31日まで)
- * 第12条に規定する 業務継続に関する取組
(努力義務とする経過措置期間 令和6年3月31日まで)